

藤沢市消防本部等設置条例の一部改正について  
藤沢市消防本部等設置条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防本部等設置条例の一部を改正する条例  
藤沢市消防本部等設置条例（昭和38年藤沢市条例第3号）の一部を次のように  
改正する。

第2条の表中「消防本部」を「消防局」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
（藤沢市行政手続条例の一部改正）
- 2 藤沢市行政手続条例（平成8年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正  
する。  
第2条第3号中「消防本部」を「消防局」に改める。  
（藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
- 3 藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年藤  
沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号ア中「消防本部」を「消防局」に改める。  
（藤沢市職員定数条例の一部改正）
- 4 藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改  
正する。  
第1条中「消防本部」を「消防局」に改める。  
（藤沢市防災会議条例の一部改正）

5 藤沢市防災会議条例（昭和38年藤沢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第8号中「消防長」を「消防局長」に改める。

（藤沢市消防等賞じゅつ金条例の一部改正）

6 藤沢市消防等賞じゅつ金条例（昭和49年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「消防長」を「消防局長」に改める。

（藤沢市消防団に関する条例の一部改正）

7 藤沢市消防団に関する条例（昭和35年藤沢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項中「消防長」を「消防局長」に改める。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、平成25年度の組織改正において、消防本部の名称を消防局と、消防長の名称を消防局長とすることに伴い、関係条例について所要の改正をする必要による。